

周南市小学校普通教室  
空調設備整備事業

入札説明書

令和元年 7 月 24 日

周南市

## 目 次

<b>1. 入札説明書等の定義</b> .....	<b>1</b>
<b>2. 事業概要</b> .....	<b>2</b>
2.1. 事業名称 .....	2
2.2. 公共施設の管理者の名称 .....	2
2.3. 事業の目的 .....	2
2.4. 事業の概要 .....	2
2.4.1. 施設概要 .....	2
2.4.2. 事業期間 .....	2
2.4.3. 事業の範囲 .....	2
2.4.4. 支払い条件 .....	3
2.4.5. 事業期間終了時の措置 .....	3
2.4.6. 法令等の遵守 .....	3
<b>3. 入札参加者の備えるべき参加資格要件</b> .....	<b>4</b>
3.1. 入札参加者の構成等 .....	4
3.2. 構成員に必要な入札参加資格要件（共通） .....	4
3.2.1. 構成員に必要な入札参加資格要件（業務別） .....	5
3.2.2. 構成員の制限 .....	6
3.2.3. 地域貢献への配慮事項 .....	6
3.2.4. 入札参加資格の喪失 .....	6
3.2.5. 同等の要件を有することを示す書類の提出 .....	7
<b>4. 事業者の募集及び選定に関する事項</b> .....	<b>8</b>
4.1. 事業者の募集及び選定の手順 .....	8
4.1.1. 事業者の募集・選定スケジュール .....	8
4.1.2. 入札参加申込等 .....	8
4.2. 入札参加資格の審査 .....	9
4.2.1. 入札参加資格がないと認めた理由の説明要求 .....	9
4.2.2. 入札参加資格の確認通知以後の取扱い .....	10
4.2.3. その他 .....	10
4.3. 提案書を含む入札書類の受付 .....	10
4.3.1. 入札書類等の提出方法 .....	10
4.3.2. 開札 .....	10
4.3.3. 入札金額の記載 .....	11
4.3.4. 入札にあたっての留意事項 .....	11
4.3.5. 一括支払金 .....	12
4.3.6. 入札の辞退に関する事項 .....	12
4.3.7. 入札保証金及び契約保証金 .....	12

<b>5. 落札者の決定</b> .....	<b>13</b>
5.1. 事業者の決定の方法 .....	13
5.2. 審査の内容 .....	13
5.3. 審査項目 .....	13
5.4. 落札者の決定 .....	13
5.5. 審査結果及び公表 .....	13
5.5.1. 落札者の公表 .....	13
5.5.2. 落札の無効 .....	13
5.5.3. 審査講評の公表 .....	13
5.5.4. 落札者を決定しない場合の措置 .....	13
<b>6. 契約及び支払に関する事項</b> .....	<b>14</b>
6.1. 基本協定の締結 .....	14
6.2. SPC の設立 .....	14
6.3. 事業契約の締結 .....	14
6.4. 事業契約書の内容変更 .....	14
6.5. 事業契約書作成費用 .....	15
6.6. SPC の事業契約上の地位 .....	15
6.7. 提案等内容の履行の確保 .....	15
<b>7. 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項</b> .....	<b>16</b>
7.1. リスク分担の基本的な考え方 .....	16
7.2. 予想されるリスクと責任分担 .....	16
<b>8. 事業実施に関する事項</b> .....	<b>17</b>
8.1. 市による本事業の実施状況の確認 .....	17
8.2. 事業期間中の選定事業者と市の関わり .....	17
<b>9. その他</b> .....	<b>18</b>
9.1. 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項 .....	18
9.2. その他事業の実施に関し必要な事項 .....	18
9.2.1. 情報提供 .....	18
9.2.2. 問合せ先 .....	18

---

## 1. 入札説明書等の定義

周南市立小学校普通教室空調設備整備事業入札説明書（以下「入札説明書」という。）は、令和元年7月24日に公告した「周南市立小学校普通教室空調設備整備事業」（以下「本事業」という。）に係る条件付一般競争入札（総合評価落札方式）（以下「入札」という。）についての説明書である。

入札説明書に添付されている以下の資料は、入札説明書と一体のものとする。（以下「入札説明書等」という。）

要求水準書

落札者決定基準

様式集

基本協定書（案）

事業契約書（案）

基本的な考え方は実施方針（令和元年5月20日公表）と同様である。また、本事業の条件等について、実施方針等に関する質問を踏まえて、入札説明書等を作成しているため、入札参加者は上記のことに留意し、入札等に必要な書類を作成し、提出すること。

なお、入札説明書等と、実施方針等に相違がある場合は、入札説明書等の規定が優先されるものとする。入札説明書等に記載がない事項については、実施方針等によることとする。

---

## 2. 事業概要

### 2.1. 事業名称

周南市立小学校普通教室空調設備整備事業

### 2.2. 公共施設の管理者の名称

周南市長 藤井 律子

### 2.3. 事業の目的

本事業は、周南市（以下、「市」という。）内の小学校における教育環境向上を図るため、市内小学校 25 校の普通教室 359 教室へ空調設備<sup>注)</sup>の導入を行う。事業の実施に当たっては、児童の日々の学校生活への影響を最小限に留めるとともに、可能な限り早期、かつ、一括した整備の実現、また、財政負担縮減及び平準化の観点から、民間事業者の技術やノウハウを活かす方法として、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号）（以下「PFI 法」という。）に基づく事業手法の導入を行うものである。

注) 本事業において空調設備とは、冷暖房設備のことをいい、室内機、室外機及び配管、並びに本事業において整備される一切の設備のことをいう。

### 2.4. 事業の概要

#### 2.4.1. 施設概要

##### (1) 設置教室数

小学校 25 校 359 室（詳細は別紙 1 による）

##### (2) 事業方式

本事業の事業方式は、本事業を実施する民間事業者（以下、「事業者」という。）が、空調設備の設計業務、施工業務、工事監理業務を行った後、速やかに市に引渡し、事業期間を通じて事業者が維持管理業務を行う BTO 方式とする。

#### 2.4.2. 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から令和 15 年 9 月 30 日までとする。

ア 事業契約締結 : 令和 2 年 3 月

イ 設計・施工期間 : 事業契約締結日～令和 2 年 8 月 31 日（約 5 ヶ月間）

ウ 試運転・検査・所有権移転期間 : 令和 2 年 9 月 1 日～令和 2 年 9 月 30 日（1 ヶ月間）

エ 維持管理期間 : 令和 2 年 10 月 1 日～令和 15 年 9 月 30 日（13 年間）

※ 4.1.1. 事業者の募集・選定スケジュールの落札者の決定及び公表以降のスケジュールについては、決定された落札者との協議により、出来る限り早期契約に向けた手続きを行う。

#### 2.4.3. 事業の範囲

事業者が行う業務の範囲は次のとおりとする。

ア 空調設備の設計業務

イ 空調設備の施工業務

ウ 空調設備の工事監理業務

エ 空調設備の維持管理業務

- 
- オ 空調設備の移設等業務（※別途契約業務）
  - カ その他、付随する業務

#### **2.4.4. 支払い条件**

本事業における事業者の収入は以下のとおりであり、市が事業者からサービスを購入する形態の事業である。

- ア 市は、事業者が実施する設計・施工・工事監理・所有権移転等に係る対価（以下「整備費用」といい、事業者が、空調設備等の設計・施工・工事監理・所有権移転等の実施にあたり、金融機関等からの借り入れ等を行う場合は、その金利分もこの整備費用に含む。）については、維持管理期間中に事業者に対し、事業契約書において定める額を割賦により支払う。なお、整備費用の一部については、事業契約書において定める額を所有権移転後に事業者に一括して支払うことを予定している。
- イ 市は、事業者が実施する維持管理業務に係る対価について、事業契約書に定める額を、維持管理期間中に年2回に平準化して事業者を支払う。

#### **2.4.5. 事業期間終了時の措置**

事業者は、維持管理期間中の業務を適切に行い、事業期間終了時に、事業契約に定める空調設備の性能（以下、「性能基準」という。）を可能な限り満たす状態とすること。

なお、性能基準は、市が示す要求水準に加えて、事業者の提案内容に基づくものとする。

#### **2.4.6. 法令等の遵守**

事業者は、本事業の実施にあたり、関連する最新の法令等を参照し、遵守すること。

---

### 3. 入札参加者の備えるべき参加資格要件

#### 3.1. 入札参加者の構成等

入札参加者は、本事業を実施するために必要な能力を備えた複数の企業（以下「構成員」という。）により構成されるグループ（以下「入札参加者」という。）とする。入札参加者の構成については、次のとおりとする。

ア 空調設備の設計業務を行う企業、施工業務を行う企業、工事監理業務を行う企業及び維持管理業務を行う企業により構成されるグループとする。なお、進捗管理や他の構成員との連絡調整などの業務を行う企業（以下、「その他業務を行う企業」という。）が構成員となることを妨げない。

イ 同一の企業が複数の業務を実施することができるが、施工業務と工事監理業務を同一の者又は相互に資本面若しくは人事面で関係のある者が兼ねることはできない。（「資本面で関係のある者」とは、当該企業の発行済み株式総数の 100 分の 50 以上の株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 以上の出資をしている者をいい、「人事面で関係のある者」とは、当該企業の役員を兼ねている者をいう。以下に同じ。）

ウ 構成員は以下の定義により分類される。

(ア) 代表企業：SPC から直接業務の受託・請負をし、かつ特別目的会社（以下「SPC」という。）に出資する企業のうち、構成員を代表し入札手続きを行う企業

(イ) 構成企業：SPC から直接業務の受託・請負をし、かつ SPC に出資する企業

(ウ) 協力企業：SPC から直接業務の受託・請負をし、かつ SPC には出資しない企業

エ 入札の参加に当たっては、構成員は、他の入札参加者の構成員になることはできない。また構成員と資本面若しくは人事面で関係のある者が、他の入札参加者の構成員となることはできない。ただし、市と SPC との事業契約後、選定されなかった入札参加者の構成員が、SPC の実施する業務等を支援及び協力することは可能とする。

オ 落札した入札参加者の代表企業及び構成企業は、仮契約締結までに周南市内に SPC を設立するものとし、代表企業は出資者の中で最大の議決権を持つものとする。なお、代表企業及び構成企業以外のものが SPC の出資者となることは可能であるが、全事業期間において、代表企業及び構成企業以外の出資者による議決権保有割合は全体の 50%未満とする。

カ 構成員は、SPC から受託した又は請け負った業務の一部について、第三者に委託、又は下請させることができるが、その際は、当該委託又は請負にかかる契約を締結する前に市に承諾を得ることとする。

#### 3.2. 構成員に必要な入札参加資格要件（共通）

入札参加者のすべての構成員は入札参加資格審査書類の提出時点における「周南市競争入札参加資格者名簿」に登録がある者、または「3.2.5. 同等の要件を有することを示す書類の提出」に示す書類を期日までに提出し、市が認めた者で、次の参加資格要件を満たすものとする。

---

### 3.2.1. 構成員に必要な入札参加資格要件（業務別）

本事業の各業務は、業務ごとにそれぞれ次の要件を構成員の少なくとも1社がすべてを満たすものとする。

#### (1) 「設計業務」を行う者の要件

- ア 常勤の自社社員で、かつ、資格確認書類提出日において引き続き3箇月以上の雇用関係がある建築士法（昭和25年法律第202号）に基づく「設備設計一級建築士」または「建築設備士」の資格を持つ者を配置できること。
- イ 入札参加資格審査書類の提出時点における「周南市競争入札参加資格者名簿（測量・建設コンサルタント）」の「建築関係建設コンサルタント」に登録されていること。または、この登録と同等の要件を有すること。
- ウ 業務を実施する企業のうち1社以上は、平成16年度以降に、設置完了済みの室内機10台以上かつ延べ床面積500㎡以上の建物を対象とする空調設備の設計の元請けとしての実績を有すること

#### (2) 「施工業務」を行う者の要件

- ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による「管工事」に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、電気設備のみを施工する場合は、「電気工事」に係る特定建設業の許可で足りる。
- イ 入札参加資格審査書類の提出時点における「周南市競争入札参加資格者名簿（建設工事）」の「管工事」に登録されていること。ただし、電気設備のみを施工する場合は、「電気工事」に登録されていること。または、これらの登録と同等の要件を有すること。
- ウ 平成16年度以降に、設置完了済みの室内機10台以上かつ延べ床面積500㎡以上の建物を対象とする空調設備の施工についての実績を有すること。

#### (3) 「工事監理業務」を行う者の要件

- ア 常勤の自社社員で、かつ、資格確認書類提出日において引き続き3箇月以上の雇用関係がある建築士法に基づく「設備設計一級建築士」または「建築設備士」の資格を持つ者を配置できること。
- イ 入札参加資格審査書類の提出時点における「周南市競争入札参加資格者名簿（測量・建設コンサルタント）」の「建築関係建設コンサルタント」に登録されていること。または、この登録と同等の要件を有すること。
- ウ 業務を実施する企業のうち1社以上は、平成16年度以降に、設置完了済みの室内機10台以上かつ延べ床面積500㎡以上の建物を対象とする空調設備の設計の元請けとしての実績を有すること。

#### (4) 「維持管理業務」を行う者の要件

- ア 維持管理業務を行う者は、常勤の自社社員で、かつ、入札書類（提案書を含む）提出日において引き続き3箇月以上の雇用関係があること。
- イ 入札参加資格審査書類の提出時点における「周南市競争入札参加資格者名簿（建設工事）」または「周南市競争入札等参加資格者名簿（業務委託）」に登録されていること。もしくは、



---

これらの登録と同等の要件を有すること。

- ウ 平成 16 年度以降に 1 年以上の期間、室内機 10 台以上かつ延べ床面積 500 m<sup>2</sup>以上の空調設備の維持管理業務の実績を有すること

### 3.2.2. 構成員の制限

次に該当する者は、入札参加者の構成員及び協力企業となることはできない。

- ア P F I 法第 9 条の規定に該当する者。
- イ 地方自治法施行令第 167 条の 4（昭和 22 年政令第 16 号）の規定に該当する者。
- ウ 市の指名停止措置を受けている者。
- エ 清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく特別清算開始命令がなされている者。
- オ 会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づき更生手続き開始の申立をしている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立をしている者。
- カ 役員等及び下請け契約の相手方が暴力団員（周南市入札契約からの暴力団等排除要綱（平成 24 年 12 月 25 日制定）別表各号に掲げる措置要件に該当する者をいう。）もしくは暴力団により事業活動を実質的に支配されているなど、暴力団員と関わりを有する者。
- キ 本事業に係るアドバイザーと関連がある者。
  - ※ 本事業の業務に関わっているものは株式会社 長大、株式会社 YMFG ZONE プラニング、内藤滋法律事務所である。
- ク 法人税、消費税、法人事業税又は法人市民税を滞納している者。
- ケ 委員会の委員が属する組織、企業とその関連がある者

### 3.2.3. 地域貢献への配慮事項

構成企業等には、できるだけ市内に本店、支店を有する企業（以下「市内企業」という。）を加えるように努めるとともに、工事開始から維持管理期間が満了するまでの間、必要な資機材・飲食物・消耗品等を市内企業から調達するなど、市内企業の育成や地域経済の振興に配慮しながら、本事業を実施すること。

### 3.2.4. 入札参加資格の喪失

構成員が、入札参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、次のとおりとする。

- ア 構成員のうち、代表企業が入札参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、資格を失うものとする。
- イ 構成員のうち、代表企業以外の者が入札参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、市と協議のうえ、市が当該構成員の除外又は変更を認めた場合に限り、引き続き資格を有するものとする。

---

### 3.2.5. 同等の要件を有することを示す書類の提出

業務別に示す入札参加資格要件のうち、「周南市競争入札参加資格者名簿」に登録がない者で、これと同等の資格を有する者として本事業に参加したい場合には、ホームページに掲載している同等の要件を有することを示す書類を以下の方法により提出すること。なお、同等の要件を有すると市が認めた者が落札者となった場合、その者は、次期の該当業務に関する参加資格者名簿への登録を必ず行うこと。

- ア 提出期限：令和元年8月1日（木）から令和元年8月30日（金）17時15分まで  
土日祝日を除く8時30分～17時15分（ただし、12時～13時は除く）
- イ 提出場所：「9.2.2. 問合せ先」を参照すること。
- ウ 提出方法：「同等の要件を有することを示す書類」に定める書類を、提出場所へ持参すること。郵便、信書便、電子メール等による提出は受け付けない。
- エ その他：同等の要件を有することについての確認結果は9月13日（金）までに通知する。

## 4. 事業者の募集及び選定に関する事項

### 4.1. 事業者の募集及び選定の手順

#### 4.1.1. 事業者の募集・選定スケジュール

事業者の募集・選定スケジュールは、次のとおりとする。

表 4-1 事業者の募集・選定スケジュール

	日 程 (仮)	内 容
令和元年	7月24日(水)	入札公告及び入札説明書等の公表
	7月24日(水)～8月9日(金)	事前エントリー制度の受付
	7月31日(月)～8月9日(金)	第2回現地見学会
	8月21日(水)	入札説明書等に関する質問受付締切
	8月1日(火)～8月30日(金)	同等の要件を有することを示す書類の受付
	9月2日(月)	入札説明書等に関する質問に対する回答公表
	9月30日(月)	入札参加資格審査書類の受付締切
	10月7日(月)	入札参加資格審査結果の通知
	10月25日(金)	入札書(提案書を含む)の受付締切、開札
	11月下旬	提案書に関する事業者ヒアリング
	11月下旬	落札者の決定及び公表
	12月下旬	基本協定締結
令和2年	1月下旬	事業仮契約締結
	3月下旬	事業契約締結

#### 4.1.2. 入札参加申込等

##### (1) 入札説明書等に関する事項

ア 入札説明書等の配布

入札説明書等は、適宜、市のホームページにおいて公表する。

イ 参考書類の貸与

市は、入札参加者に対し、提案書作成に関する参考書類を CD-R 等により直接希望者に貸与し、又は閲覧に供する。

なお、具体的な参考書類の内容及び貸与方法等については、別紙 2 を参照すること。

##### (2) 事前エントリー制度の受付

本事業への参画を希望している者にとって、円滑な事業参画の促進を図ることを目的に、その者を募集・登録・公表する事前エントリー制度（以下「本制度」という。）を実施する。

なお、本制度への参加は本事業への応募の義務付けではない。また、本制度への参加により本事業に関して有利となる条件を付すものではなく、参加により事業受託を約束するものではない。詳細は、「事前エントリー実施要領」として、市のホームページにおいて公表する。

##### (3) 第2回現地見学会の開催

市は、入札参加者に対して第2回現地見学会を開催する。第2回現地見学会に関する詳細な内容については、別紙 3 を参照すること。

##### (4) 入札説明書等に関する質問及び回答

入札説明書等の内容に関して、質問の受付及び回答は次のとおりとする。

ア 受付期間：令和元年7月24日(水)から令和元年8月21日(水)17時15分

イ 受付方法：「入札説明書等に関する質問書(様式2-1)」に質問事項を入力し、ファイル名

---

を質問者の商号又は名称に変更のうえ、電子メールにより提出すること。なお、電子メールの件名は「入札説明書等に関する質問書」と記載すること。

ウ 提出先：「9.2.2. 問合せ先」を参照すること。

エ 電子メールで質問を提出後は、「9.2.2. 問合せ先」まで質問書の受信確認の電話を行うこと。なお、電話での受信確認の時間は月曜日～金曜日の8時30分～17時15分とし、土日祝日を除く日とする。

オ 回答：質問に関する回答は、令和元年9月2日（月）までに市のホームページにおいて公表する。なお、質問に対する回答は、入札説明書等の追加又は修正事項とする。

#### **(5) 入札参加申込**

入札参加者は、次に掲げる書類（以下「入札参加資格確認申請書類」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 入札参加資格確認申請に関する提出書類（様式3-1から3-13まで）

イ 入札参加資格確認通知書（以下「確認通知書」という。）の返信用封筒（返信先を記載し512円分の切手を貼った長形3号封筒）

#### **(6) 入札参加申込の期間、場所及び方法**

ア 申込期間：令和元年7月24日（水）から令和元年9月30日（月）まで

土日祝日を除く8時30分～17時15分（ただし、12時～13時は除く）

イ 申込場所：「9.2.2. 問合せ先」を参照すること。

ウ 申込方法：入札参加申込に係る入札参加資格確認申請書類は、申込場所へ持参すること。郵便、信書便、電子メール等による提出は受け付けない。

### **4.2. 入札参加資格の審査**

市は、入札参加者の入札参加資格の審査を行い、その結果を、入札参加資格確認申請書類を提出した者に令和元年10月7日（月）までに確認通知書を発送する。

#### **4.2.1. 入札参加資格がないと認めた理由の説明要求**

参加希望者のうち入札参加資格がないとされた者は、入札参加資格がないとされた理由について、書面により次のとおり説明を求められることができる。

##### **(1) 提出日時**

令和元年10月11日（金）17時15分まで

##### **(2) 提出場所**

「9.2.2. 問合せ先」を参照すること。

##### **(3) 提出方法**

説明要求として「入札参加資格がないと認めた理由の説明要求書（様式3-14）」に必要な事項を記入し、提出場所へ持参すること。郵便、信書便、電子メール等による提出は受け付けない。

##### **(4) 回答**

令和元年10月18日（金）までに書面による回答を予定している。

---

#### 4.2.2. 入札参加資格の確認通知以後の取扱い

入札参加資格を有するとの通知を受けた入札参加者の構成員の変更及び追加は認めない。ただし、入札参加資格を有するとの通知を受けた入札参加者の構成員が、入札参加資格審査書類の提出日から落札者の決定までの間に、「3.2.1 構成員に必要な入札参加資格要件（共通）」及び「3.2.2 構成員の制限」に定める要件のひとつでも満たなくなった場合（以下「指名停止等を受けた場合」という。）には、次のとおりとする。

- ア 構成員のうち、代表企業が指名停止等を受けた場合には、資格を失う。
- イ 構成員のうち、代表企業以外の者が指名停止等を受けた場合には、市と協議のうえ、市が当該構成員の除外又は変更を認めた場合に限り、引き続き資格を有する。なお、入札参加者は市より構成員の変更を認められた場合、「構成員の変更申請書兼誓約書（様式 3-15）」に必要な事項を記入し、「9.2.2. 問合せ先」へ持参すること。郵便、信書便、電子メール等による提出は受け付けない。

#### 4.2.3. その他

- ア 入札参加資格確認申請書類の作成及び提出に係る費用は、入札参加者の負担とする。
- イ 市は、提出された入札参加資格確認申請書類を入札参加資格の審査以外の目的で入札参加者に無断で使用しない。
- ウ 市は、提出された入札参加資格確認申請書類は返却しない。

#### 4.3. 提案書を含む入札書類の受付

入札参加者は、提案書を含む入札書類（以下「入札書類等」という。）を次のとおり市に同時に提出すること。入札書類等の作成方法については、様式集に従うこと。

なお、入札参加者から提出された入札書類等に疑義がある場合には、入札参加者に対して内容の確認及び追加資料の提出等を求める場合があるほか、入札参加者に対して確認する場合がある。また、入札参加者への確認結果における回答内容等は、提案内容と同様の扱いとし、本事業の契約上の拘束力を有するものとして扱う。

##### 4.3.1. 入札書類等の提出方法

- ア 提出期限：令和元年 10 月 7 日（月）から令和元年 10 月 25 日（金）12 時 00 分まで  
土日祝日を除く 8 時 30 分～17 時 15 分（ただし、12 時～13 時は除く）
- イ 提出場所：「9.2.2. 問合せ先」を参照すること。
- ウ 提出方法：様式集に定める部数を用意し、提出場所へ持参すること。郵便、信書便、電子メール等による提出は受け付けない。なお、提出に当たっては確認通知書（原本）を提示すること。

##### 4.3.2. 開札

- ア 日 時：令和元年 10 月 25 日（金）14 時 00 分（予定）  
※この際、入札金額の公表は行わない。
- イ 場 所：周南市教育委員会教育政策課
- ウ その他：入札金額が予定価格の範囲内であることの確認を行い、予定価格の範囲内で

---

入札した入札参加者を落札者選定の対象とする。

#### 4.3.3. 入札金額の記載

入札金額は、様式集（様式5-2）の「入札金額」を記載すること。この際の計算の前提となる金利水準は以下のとおりとし、物価変動率は見込まないものとする。

入札書類等の提出時には、入札参加者は、元本及びスプレッドを提案するとともに、令和元年10月7日（月）の基準金利を用いて割賦料を提案するものであるが、事業期間における実際の支払額は、事業契約書に定める基準金利にて算定される額とする。

なお、基準金利は東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレンス・レート（T.S.R）としてテレレート17143ページに表示されている6か月LIBORベース15年物（円/円）金利スワップレートとする。ただし、当該基準金利がマイナスの数値となっている場合は、0とすること。

#### 4.3.4. 入札にあたっての留意事項

##### ア 一般的留意事項

- ・ 入札価格に関する提出書類（様式5-1～5-3）は、封筒に入れ密封すること。
- ・ 入札には身分を証明できるものを携帯のうえ、代表企業のみが参加すること。なお、代理人の場合には、「委任状（代理人）」（様式5-4）を併せて持参すること。
- ・ 入札参加者が1者の場合でも入札を実施する。
- ・ 入札にあたっては、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）」に違反する行為を行ってはならない。なお後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとる。
- ・ 入札価格の確認を10月下旬に行い、入札価格が予定価格を超えている場合は、不落札とする。

##### イ 入札無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ・ 入札参加表明書等に記載された代表企業の代表者以外の者が行った入札
- ・ 参加資格のない者又は確認通知書を受理しなかった者の入札
- ・ 委任状が提出されていない代理人の入札
- ・ 2人以上の者が同一の者の代理をした入札
- ・ 入札参加者が他の入札参加者の代理をした入札
- ・ 談合が行われた入札
- ・ 記名押印を欠いた入札
- ・ 様式5-1から5-3までの書類が同封されていない入札
- ・ 入札金額を訂正した入札
- ・ 入札金額又は事業名を欠いた、又は確認しがたい入札
- ・ 誤字又は脱字等により意思表示が不明確な入札
- ・ 郵便、信書便、電子メール等による入札
- ・ その他入札に関する条件に違反した、又は執行者の指示に従わなかった者の入札
- ・ 同一の参加者が2通以上提出した入札

#### 4.3.5. 一括支払金

市は、事業者が実施する設計業務、施工業務、工事監理業務への対価として、図 4-1 に示す交付金予定額及び起債に該当する金額を一括支払分として、事業者に支払う。(契約金額の内訳等の詳細については、事業契約書(案)を参照すること。)

なお、提案に際しての交付金予定額は 174,184,000 円(税込)とするが、実際に支払う一括支払金は交付金予定額の変更等に伴い、変動することがある。実際に支払う一括支払金が提案時より低くなった場合、その差額分については、事業者が資金調達を行うこととする。

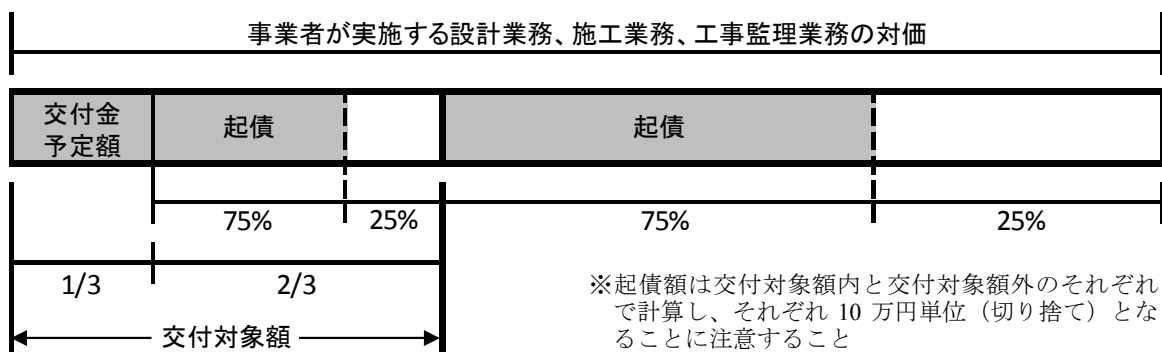


図 4-1 本事業における交付金及び起債の活用イメージ図

#### 4.3.6. 入札の辞退に関する事項

確認通知書の通知後、入札参加者が入札を辞退する場合は、「入札辞退届(様式 4-5)」を事業提案書等の提出期限までに提出すること。

##### (1) 提出場所

「9.2.2. 問合せ先」を参照すること。

##### (2) 提出方法

提出場所へ持参すること。郵便、信書便、電子メール等による提出は受け付けない。

#### 4.3.7. 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

免除

イ 契約保証金

契約保証金は、事業契約書(案)第 75 条の規定のとおりとする。

---

## 5. 落札者の決定

### 5.1. 事業者の決定の方法

本事業の落札者の選定は、総合評価一般競争入札方式（地方自治法施行令第167条の10の2）によるものとし、市が設置した周南市小学校普通教室空調設備整備事業に係るPFI事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を通じて学識経験者等の意見を聴取する。

### 5.2. 審査の内容

委員会において、「落札者決定基準」で設定した審査項目に基づき、事業提案書の提案内容の「基礎審査」を行い、「加点審査」による評価と「落札者決定基準」に基づく「価格点の算出」を行い、両者の得点を足し合わせた「総合評価点」が最も高い提案をした入札参加者を最優秀提案者（落札者候補）として選定する。また、審査の過程において入札参加者によるプレゼンテーション、委員会による入札参加者へのヒアリング等を実施する。

入札参加者へのヒアリング等は、令和元年11月下旬を予定するが、日時、場所等の詳細については、別途、入札参加者の代表企業に対して通知を行う。

### 5.3. 審査項目

審査項目は、「落札者決定基準」を参照すること。

### 5.4. 落札者の決定

市は、委員会による最優秀提案者（落札者候補）の選定を踏まえ、落札者を決定する。落札者の決定までに最優秀提案者が辞退等をして落札者とならない場合には、最優秀提案者の次に「総合評価点」が高い提案をした入札参加者を落札者候補とする。

### 5.5. 審査結果及び公表

#### 5.5.1. 落札者の公表

市は、全ての入札参加者に対して当該入札参加者の審査結果を書面にて通知する。通知は令和元年11月下旬ごろまでに郵送にて行う。また、審査の結果は市のホームページにおいて公表する。

#### 5.5.2. 落札の無効

提出書類に虚偽の記載をした者が落札した場合には、その落札は無効とする。

#### 5.5.3. 審査講評の公表

市は、落札者決定後に、審査の経緯及び審査結果を記載した審査講評を市のホームページにおいて公表する。

#### 5.5.4. 落札者を決定しない場合の措置

本入札において、落札者を決定しないこととなった場合は、その旨を速やかに市のホームページにおいて公表する。



---

## 6. 契約及び支払に関する事項

### 6.1. 基本協定の締結

市は落札した入札参加者の構成員と基本協定を締結する。

落札した入札参加者の構成員が基本協定締結時までの間に指名停止等に該当する場合には、基本協定を締結しない。

ただし、落札した入札参加者の代表企業以外の構成員が基本協定締結時までの間に指名停止等に該当する場合で、市が別途指定する期間内に、当該構成員を除外し、かつ、提案内容の継続性を担保するために必要な手当てを行い、その内容を市が承認した場合に限り、市は基本協定を締結することがある。

なお、市は落札者の事由により基本協定を締結できない場合、市は落札者に対し、違約金として落札金額の 100 分の 10 に相当する金額の請求及び指名停止等の措置を行うことがある。

### 6.2. SPC の設立

落札した入札参加者の代表企業及び構成企業は、本事業を実施するため、SPC を会社法（平成 17 年法律第 86 号）に定める株式会社の形態で設立するものとする。市は、落札した入札参加者の構成員と基本協定を締結し、当該協定に規定した事項に基づき、落札した入札参加者の代表企業及び構成企業が設立した SPC と事業契約を締結する。

なお、代表企業及び構成企業の議決権は全体の 50% を超えるものとする。また、代表企業は出資者の中で最大の出資を行うものとする。

代表企業及び構成企業は、本事業が終了するまで SPC の株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定、その他一切の処分を行ってはならない。

### 6.3. 事業契約の締結

市は落札した入札参加者の代表企業及び構成企業が設立する SPC と仮契約を締結する。

仮契約は、市議会において本事業の契約締結に係る議決を得た場合に本契約となる。

落札した入札参加者の構成員が仮契約締結時までの間に指名停止等に該当する場合には仮契約を締結しない。

ただし、落札した入札参加者の代表企業以外の構成員が本契約までの間に指名停止等に該当する場合で、市が別途指定する期間内に、当該構成員を除外し、かつ、提案内容の継続性を担保するために必要な手当てを行い、その内容を市が承認した場合に限り、市は仮契約を締結することがある。

なお、市は落札者の事由により本契約を締結できない場合、市は落札者に対し、違約金として落札金額の 100 分の 10 に相当する金額の請求及び指名停止等の措置を行うことがある。

SPC は、本契約後速やかに契約保証金の納付等（履行保証保険の付保により、契約保証金の免除が認められた場合には、本契約後速やかに当該履行保証保険に加入しなければならない。）をしなければならない。

### 6.4. 事業契約書の内容変更

SPC との契約に際し、事業契約書（案）の内容について、基本的に変更は行わない。ただし、

---

---

契約締結までの間に市と協議し、条文の意味を明確化するための文言修正等を行うことは可能である。

#### **6.5. 事業契約書作成費用**

SPC 側の弁護士費用、印紙代など、事業契約書の作成に要する費用は、事業者の負担とする。

#### **6.6. SPC の事業契約上の地位**

市の事前の承諾がある場合を除き、SPC は事業契約上の地位及び権利義務を譲渡、担保提供その他の方法により処分してはならない。

#### **6.7. 提案等内容の履行の確保**

事業者が提案時に提示した提案内容（採用されなかったものを除く。）については、契約書の一部とし、事業者の責に帰すべき事由により、性能、機能、技術など加点評価された項目が達成されなかった場合の取扱いは事業契約書で定めるとおりとする。

---

## **7. 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項**

### **7.1. リスク分担の基本的な考え方**

本事業においては、最も適切かつ低廉に各リスクを管理することのできる主体が当該リスクを負担することにより、事業全体のリスクを低減し、事業全体の効率化及びより低廉で質の高い公共サービスを提供することを基本とする。従って、事業者の担当する業務に係るリスクについては、基本的には事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとする。

### **7.2. 予想されるリスクと責任分担**

市と事業者の責任分担は、前項のリスク分担の基本的な考え方を前提に、事業契約書（案）及び入札説明書等を踏まえて事業者が作成した事業者提案書類によることとし、入札参加者は負担すべきリスクを想定したうえで、提案を行うこと。

---

## 8. 事業実施に関する事項

### 8.1. 市による本事業の実施状況の確認

市は、事業の実施状況について、監視、測定及び評価等のモニタリングを実施し、事業者が定められた業務を確実に実行し、要求水準書に規定された要求水準を満足しているか確認を行う。モニタリングに要する費用のうち、事業者が行う作業等に必要な費用は、事業者の負担とし、その他、市が行う作業等に必要な費用は、市の負担とする。なお、入札説明書等、事業提案書等に基づいて事業契約書に定められた性能等が維持されていないことが判明した場合、維持管理業務に関する対価の減額を行うことがある。

なお、モニタリングに関する詳細については、「事業契約書（案）」を参照すること。

### 8.2. 事業期間中の選定事業者と市の関わり

- ア 本事業は、事業者の責において遂行し、市は前項のとおり、事業実施状況について確認を行うものとする。
- イ 市は、原則として事業者に対して連絡等を行うが、必要に応じて業務担当企業と直接、連絡調整を行う場合がある。
- ウ 市はプロジェクトファイナンスを想定していることから、本事業の安定的な継続を図るために、事業者に対して本事業に関して資金を融資する金融機関と協議を行い、直接協定を結ぶことを想定している。

---

## 9. その他

### 9.1. 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合、市と事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約書に規定する具体的措置に従う。また、事業契約に関する紛争については、山口地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

### 9.2. その他事業の実施に関し必要な事項

#### 9.2.1. 情報提供

本事業に関する情報提供は、適宜、市のホームページにおいて公表する。

周南市教育委員会教育部教育政策課ホームページ

: <http://www.city.shunan.lg.jp/soshiki/55/>

#### 9.2.2. 問合せ先

入札説明書等に関する問合せ先は、次のとおりとする。

周南市教育委員会教育部教育政策課

電話 : (0834)22-8533

FAX : (0834)22-8534

E-mail : [ed-seisaku@city.shunan.lg.jp](mailto:ed-seisaku@city.shunan.lg.jp)